

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中附則第二十一条の次に一条を加える改正規定及び附則第二十二条を改め、同条の次に一条を加える改正規定を削る。

第二条のうち附則第五条の次に一条を加える改正規定中附則第五条の二を次のように改める。

(国庫補助の特例)

第五条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの間は、前条中「千分の百三十」とあるのは、「千分の百六十四」とする。

第三条のうち附則第十三条の次に五条を加える改正規定中「五条を」を「一条を」に改め、附則第十三条の二の前の見出し、同条、第十三条の三、第十三条の四の前の見出し、同条及び第十三条の五を削り、附則第十三条の六を附則第十三条の二とする。

第三条のうち附則第十四条の次に三条を加える改正規定中「三条」を「一条」に改め、附則第十四条の三

の前の見出し、同条及び第十四条の四を削る。

附則第一条ただし書中「、同法第二十二條の改正規定、同法附則第二十一條の次に一條を加える改正規定、同法附則第二十二條の改正規定並びに同條の次に一條を加える改正規定、第二條」を「並びに同法第二十二條の改正規定並びに第二條」に改め、「並びに第三條中高齡者の医療の確保に関する法律附則第十三條の次に五條を加える改正規定（同法附則第十三條の六に係る部分を除く。）及び同法附則第十四條の次に三條を加える改正規定（同法附則第十四條の二に係る部分を除く。）」を削り、「から第十七條まで」を「及び第八條」に改める。

附則第二条中「（国庫補助率に係る部分に限る。）」を削り、同条に次の一項を加える。

- 2 政府は、財政力の弱い健康保険組合の後期高齡者支援金及び前期高齡者納付金に係る負担の軽減を図るため、高齡者の医療に要する費用に係る国庫負担の在り方について検討を行うものとする。

附則第七条中「及び改正後健保法附則第五条の二」を削る。

附則第八条を削る。

附則第九条中「及び改正後健保法附則第五条の二」を削り、同条を附則第八条とする。

附則第十条の前の見出し及び同条から第十七条までを削り、附則第十八条を附則第九条とし、附則第十九条から第二十二條までを九条ずつ繰り上げる。



この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、平成二十二年度において約六百十億円の見込みである。